|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 様式２ |
|  | 子育てのための休暇取得プログラム（男性職員用） | | | | | | | |
|  |  | | | | | | | |
|  | このプログラムは、子が生まれる職員もしくは子育て期にある職員が、どのように子育てに関わっていくかを配偶者とともに話し合い、それをより実効性のあるものとするために提出していただくものです。  　具体的には、子育ての時期に応じて、どのような休暇等を利用するかを事前に申し出ることにより、このプログラムに掲げた休暇等をより円滑に取得できることをめざすものです。  　職員が提出したこのプログラムをもとに、所属長等は、当該職員と面談の上、プログラムの内容を決定してください。 | | | | | | | |
|  |  | | | | | | | |
|  | 年　　月　　日　作成　【 新規 ・ 更新 (　　 回目) 】 | | | | | | | |
|  | 所属名 | | | | (班名等） | 名　　前 | | 性別 |
|  |  | | | |  |  | | 男 |
|  |  | | | | | | | |
|  | １　子育ての状況 | | | | | | | |
|  | □ | | こ れ か ら 出 産 | 出産予定年月日 | | 年　　月　　日 | | |
|  | 出産予定の子以外の子の養育状況 （該当するものに　） | | １　出産予定の子以外の子を現在養育している | | |
|  | （　　　　歳、　　　歳、　　　歳、　　　歳） | | |
|  | ２　出産予定の子以外の子を現在養育していない | | |
|  | □ | | 職 場 復 帰 | 子の生年月日 | | 年　　月　　日 | | |
|  | 子の養育状況 | | （　　　　歳、　　　歳、　　　歳、　　　歳） | | |
|  | 職場復帰を（予定）する日 | | 年　　月　　日 | | |
|  | □ | | 上 記 以 外 | 子の養育状況 | | （　　　　歳、　　　歳、　　　歳、　　　歳） | | |
|  |
|  |
|  |  |  | 共  通  項  目 | 配偶者の状況(該当するものに　） | | １ 就業している　 ２ 無職　 ３ その他（ ） | | |
|  |  |  | 親との同居の有無(該当するものに　） | | １ 同居している　　 ２ 同居していない | | |
|  |  |  | 子育てに関して、特殊な事情、申し出をしておきたい事情がありましたら、自由に記入してください。 | |  | | |
|  | ※　「これから出産」「職場復帰」「上記以外」のうちから一つ選択し、チェックボックスを■にしてください。 | | | | | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ２　子育てのための休暇取得プログラム | | |
|  | ※　別紙「次世代育成支援に関する各種制度一覧表」を参考に、利用可能な制度を確認してください。 | | |
|  |  | | |
|  | ●　男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇（配偶者の産前産後各８週間の期間中に、特別休暇（※）と  年休をあわせた５日間以上の休暇）の取得を促進しています。 （令和６年度末　目標取得率　１００％）  ※　特別休暇  ①　男性職員が、妻の出産に伴い、入院の付き添い等を行うための休暇として、４日の範囲内で取得できる。  ②　男性職員が、出産に係る子又は上の子（小学校就学前）の養育をする場合、妻の産前産後８週間の期間  　　に、５日の範囲内で取得できる。  ③　高等学校卒業までの子を対象に、学校・保育施設等が実施する行事で、当該子１人につき１日取得できる。 | | |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |  | |  |
|  | １　妻の出産及び育児参加のための休暇を取得する期間 | |  |
|  |  | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日　のうち　　　日間 |  |
|  |  | （具体的な日程　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  |
|  | ２　育児時間（満１歳９ヶ月まで） | |  |
|  |  | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |  |
|  |  | （時間帯　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  |
|  | ●　男性職員が、妻の産後８週間の期間を「重点的育児休業取得期間」と位置づけて、男性職員の育児休業  （部分休業を含む）の取得を促進しています。 （令和６年度末　目標取得率　３０％） | | |
|  |
|  |  | |  |
|  | ３　育児休業を取得する期間（満３歳未満まで） | |  |
|  |  | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |  |
|  |  |  |  |
|  | ４　部分休業を取得する期間（小学校就学前まで） | |  |
|  |  | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |  |
|  |  | （時間帯  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  |
|  | ５　育児短時間勤務を利用する期間（小学校就学前まで） | |  |
|  |  | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日　　　(勤務形態　　　　　　　　　　　　） |  |
|  |  |  |  |
|  | ６　育児のための早出遅出勤務を利用する期間(小学校就学前まで） | |  |
|  | （放課後児童クラブ等へ出迎える場合等は中学校就学前まで） | |  |
|  |  | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |  |
|  |  |  |  |
|  | ７　面談者からのアドバイス等 | |  |
|  |  | | |